

2022年3月30日

JBCF ご登録者、チーム関係者各位

(一社)全日本実業団自転車競技連盟

マスターズ登録受付に関するお詫びと規程変更のお知らせ

JBCFでは強化・育成・普及を三つの柱に掲げて活動を行っております。特に普及に関してはより多くの選手がそれぞれにレースを楽しんで頂けるようにカテゴリーの最適化を心がけております。

エリートはより強化向きレース、マスターズは本来のマスターズの意味合いを強くしたレースとして各々発展させるべく規程の変更を行っております。

本年度登録時にE1に属する選手からマスターズでの登録申請が複数あり、これを受理いたしました。

これは「JBCF2022 加盟登録規程」

第14条1. 暦年中に30歳以上に達する1992年以前生まれの選手は、登録時にJマスターズツアーまたはJエリートツアーのいずれかの登録区分を選択する。ただし、加盟登録時点においてE1に属する選手はJエリートツアーのみの登録となる。

に反しており、本来受理してはならない申請でした。事務局の認識不足で受理してしまいましたので、個別にご連絡をし、修正をさせて頂きました。対応が開幕直前となり、ご迷惑をおかけしました選手の皆様に深くお詫びいたします。

また、この不手際の結果E1レースに参加出来なくなった等の場合に関しましてはエントリー費の振り替え等をさせて頂く事といたしました。

一方で、エリートカテゴリーが強化、育成に向けて進む中、E1カテゴリーに属するもののレース強度や距離を考慮し、マスターズ登録を行いたいという声も多数頂きました。前述の通りJBCFとしてもマスターズを発展させたいと考えておりますので、シーズン開幕後ではありますが、規程変更を行い対応する事といたしました。

具体的には以下の通りの変更を理事会で決議いたしました。

前)

第14条1. 暦年中に30歳以上に達する1992年以前生まれの選手は、登録時にJマスターズツアーまたはJエリートツアーのいずれかの登録区分を選択する。ただし、加盟登録時点においてE1に属する選手はJエリートツアーのみの登録となる。

改正後)

第14条1. 暦年中に30歳以上に達する1992年以前生まれの選手は、登録時にJマスターズツアーまたはJエリートツアーのいずれかの登録区分を選択する。

これにより E1 の選手であってもマスターズ登録が可能となります。

既に E1 登録を行った選手や既に出走した選手につきましても個別にご連絡いただき、マスターズ登録への変更を行います。マスターズクラスが開催されない場合には E1 クラスの選手は E1 クラスでのオープン参加が可能となりますが、E2 での参加を希望される選手もご相談ください。

JBCF は今後とも強化・育成・普及を進める所存でありますので、ご理解ご協力の程宜しくお願いいたします。

マスターズ登録への変更ご希望等は下記へご連絡ください。

info@jbcf.or.jp

以上